

# 令和5年度 北海道の人事行政運営状況

北海道の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一般行政部	議会	66	65	▲1	業務執行体制の見直し 6月定期異動のため等 同上 同上 動物愛護センターの設置等 欠員補充等 業務執行体制の見直し等 次世代半導体戦略室の整備等 業務執行体制の見直し等
	総務企画	2,196	2,233	37	
	税務	726	731	5	
	民生	1,215	1,242	27	
	衛生	1,938	1,941	3	
	労働	336	338	2	
	農林水産	3,636	3,620	▲16	
	商工	471	485	14	
土木	2,187	2,202	15		
門	小計	12,771 (481)	12,857 (449)	86 (▲32)	
特部別門行政	教育	37,045	36,634	▲411	
	警察	11,911	11,751	▲160	
	小計	48,956 (498)	48,385 (437)	▲571 (▲61)	
公会営計企部業門等	病院	790	788	▲2	業務執行体制の見直し等 同上
	その他	118	114	▲4	
	小計	908 (21)	902 (22)	▲6 (1)	
合計		62,635 (1,000)	62,144 (908)	▲491 (▲92)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員であり、外書きです。

(2) 職員の採用及び退職等の状況 (令和5年度)

【知事部局等】

(単位：人)

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	560	1	201	11	445	1	1	0	660
医療職	114	1	14	2	101	0	0	0	118
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	674	2 (0.3)	215 (27.6)	13 (1.7)	546 (70.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	778

【教育委員会】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	120	0	13	4	105	0	3	0	125
医療職	0	0	0	0	2	0	0	0	2
技能労務職	0	0	1	0	0	0	0	0	1
教育職	984	0	218	35	1,072	0	11	0	1,336
合計 (構成比)	1,104	0 (0.0)	232 (15.8)	39 (2.7)	1,179 (80.5)	0 (0.0)	14 (1.0)	0 (0.0)	1,464

【警察本部】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	63	0	8	0	60	0	0	0	68
医療職	5	0	0	0	3	0	0	0	3
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	393	0	30	3	464	0	1	0	498
合計 (構成比)	461	0 (0.0)	38 (6.7)	3 (0.5)	527 (92.6)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	569

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含めています。  
 2 知事部局等に、教育委員会、道警本部以外の各種委員会分を含めています。  
 3 再任用職員を含みません。

(3) 障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	令和4年度					令和5年度				
	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
知事部局	12,950人	358.5人	2.77%	0人	2.6%	12,844人	365人	2.84%	0人	2.6%
企業局	106人	2人	1.89%	0人	2.6%	104人	2人	1.92%	0人	2.6%
道立病院局	462人	18人	3.90%	0人	2.6%	460.5人	13人	2.82%	0人	2.6%
道議会事務局	84人	2人	2.38%	0人	2.6%	87人	2人	2.30%	0人	2.6%
監査委員事務局	50人	2人	4.00%	0人	2.6%	50人	2人	4.00%	0人	2.6%
教育委員会	30,436.5人	734人	2.41%	26人	2.5%	30,185.5人	743人	2.46%	11人	2.5%
警察本部	1,419.5人	41.5人	2.92%	0人	2.6%	1,413.5人	41人	2.90%	0人	2.6%

- (注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。  
 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。  
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。  
 したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となります。

## 2 人事評価

地方公務員法に基づき、各任命権者において、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価）を実施しておりますが、代表として知事部局の概要を掲載します。

### (1) 対象職員（被評価者）

人事評価は次に掲げる職員以外の一般職の職員を対象に実施しました。

- ①非常勤職員（会計年度任用職員を除く）
- ②他の団体等への派遣職員等人事評価の実施が困難である職員

### (2) 実施方法

能力評価及び業績評価を「人事評価記録書」を用いて行いました。

人事評価	能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価（評価期間：10月1日～翌年9月30日）
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を評価（評価期間：4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日）

※会計年度任用職員の能力評価及び業績評価の各評価期間は、その任用期間。

なお、能力評価は評価項目ごとに、業績評価は業務目標ごとに、それぞれaからeまでの5段階で個別に評価したうえで、能力評価又は業績評価の結果をAからEまでの5段階で総括的に評価しました。

### (3) 評価者

別表のとおり対象職員の直近上位の管理職員を1次評価者とし、その上位の管理職員を2次評価者として行いました（会計年度任用職員については、直近上位の管理職による評価のみ実施）。

### (4) 研修の実施

新任課長補佐級職員に対して、評価能力向上のための「人事評価者研修」を実施しました。

### (5) 評価結果の開示等

人事評価の結果は原則として、被評価者に開示を行うとともに、評価の根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとしました。

### (6) 評価結果の活用

人事評価の結果は、勤勉手当の成績区分及び昇給区分の判定、昇任、分限処分の契機として活用しました。

（別表）

被評価者	1次評価者	2次評価者
本庁部長、（総合）振興局長	副知事	—
本庁部次長等	部長	副知事
本庁課長等	部次長等	部長
本庁課長補佐、主任技師等	課長等	部次長等
（総合）振興局副局長等	（総合）振興局長	副知事
（総合）振興局部長等	（総合）振興局副局長	（総合）振興局長
（総合）振興局課長等	（総合）振興局部長	（総合）振興局副局長
出先機関の長等（特に困難な出先の長級以上）	所管部長等	副知事
出先機関の次長、部長、副所長等（本庁課室長級以上）	出先機関の長又は部次長	所管部長等
出先機関の課長、出張所長等（総括普及指導員級以下）	出先機関の次長、部長、副所長等	出先機関の長又は部次長
本庁の職員（上記以外）	本庁課長補佐等	本庁課長等
（総合）振興局の職員（上記以外）	（総合）振興局課長等	（総合）振興局部長等
出先機関の職員（上記以外）	出先機関の管理職員	出先機関の長等

3 給与

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 3年度の人件費率
4年度	R5.1.1 5,095,703 人	千円 3,058,479,552	千円 27,568,641	千円 550,303,331	% 18.0	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	60,688 人 (868 人)	千円 255,388,605 (1,529,292)	千円 56,532,129 (125,538)	千円 104,480,193 (320,836)	千円 416,400,927 (1,975,666)	千円 6,861 (2,276)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は補正後の予算に計上された額です。  
 3 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	北海道			国		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,306 円	370,001 円	42.8 歳	322,487 円	404,015 円	42.4 歳
教育職(中・小)	371,232 円	401,764 円	44.7 歳	/		
教育職(高校)	378,935 円	410,388 円	47.5 歳			
警察職	323,468 円	369,405 円	38.3 歳	323,004 円	382,749 円	41.6 歳

- (注) 1 平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、へき地手当、寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。  
 2 教育職（中・小）及び教育職（高校）については、国に対応する給料表がありません。

(4) ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日）

北海道職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、都道府県の平均99.6に対して98.9となっています。

(5) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日）

区分		北海道	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円
教育職(中・小)	大学卒	207,400 円	/
	高校卒	164,400 円	
教育職(高校)	大学卒	207,400 円	
	高校卒	164,400 円	
警察職	大学卒	207,600 円	214,900 円
	高校卒	178,000 円	178,000 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	266,027 円	301,693 円	355,584 円
	高校卒	230,067 円	268,495 円	308,165 円
教育職(中・小)	大学卒	314,067 円	358,067 円	391,732 円
教育職(高 校)	大学卒	312,980 円	358,775 円	394,132 円
警 察 職	大学卒	282,415 円	330,089 円	378,419 円
	高校卒	258,673 円	296,362 円	342,618 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合における採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容		主事 技師	主事 技師	主任	本庁の係長 (総合)振興 局の係長	本庁の課長 補佐 (総合)振興 局の課長 (総合)振興 局の出張所長	本庁の課長 補佐 (総合)振興 局の課長
職 員 数		2,125 人	1,739 人	2,120 人	5,392 人	556 人	1,766 人
構 成 比		14.7 %	12.0 %	14.6 %	37.2 %	3.8 %	12.2 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	14.9 %	11.2 %	12.9 %	38.5 %	4.8 %	12.1 %
	5 年 前 の 構 成 比	12.8 %	8.2 %	9.7 %	46.0 %	7.5 %	10.3 %

区 分		7 級	8 級	9 級	10 級	計
標準的な職務内容		本庁の課長 (総合)振興局 の部長 (総合)振興局 の室(次)長	本庁の局長	本庁の部次長 (総合)振興局 長	本庁の部長	
職 員 数		424 人	252 人	101 人	13 人	14,488 人
構 成 比		2.9 %	1.7 %	0.7 %	0.1 %	100 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	3.1 %	1.8 %	0.7 %	0.1 %	100 %
	5 年 前 の 構 成 比	2.4 %	2.0 %	1.1 %	0.1 %	100 %

(注) 1 北海道職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 昇給の状況（令和5年1月1日～）

昇給は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
本庁課長級以上	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	3号俸	2号俸	昇給しない
一般職員	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	4号俸	2号俸	昇給しない

※高齢層職員とは、4月1日現在で55歳を超えて在職する職員をいう。

(9) 職員手当の状況

区分	北海道	国																																																		
期末手当 勤勉手当	(5年度支給割合)																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> </tr> <tr> <th>一般職員</th> <th>特定幹部</th> <th>一般職員</th> <th>特定幹部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分 (0.6875)月分</td> <td>1.025月分 (0.5875)月分</td> <td>1.025月分 (0.4875)月分</td> <td>1.225月分 (0.5875)月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.225月分 (0.6875)月分</td> <td>1.025月分 (0.5875)月分</td> <td>1.025月分 (0.4875)月分</td> <td>1.225月分 (0.5875)月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45月分 (1.375)月分</td> <td>2.05月分 (1.175)月分</td> <td>2.05月分 (0.975)月分</td> <td>2.45月分 (1.175)月分</td> </tr> </tbody> </table>			期末手当		勤勉手当		一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	6月期	1.225月分 (0.6875)月分	1.025月分 (0.5875)月分	1.025月分 (0.4875)月分	1.225月分 (0.5875)月分	12月期	1.225月分 (0.6875)月分	1.025月分 (0.5875)月分	1.025月分 (0.4875)月分	1.225月分 (0.5875)月分	計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (1.175)月分	2.05月分 (0.975)月分	2.45月分 (1.175)月分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">勤勉手当</th> </tr> <tr> <th>一般職員</th> <th>特定幹部</th> <th>一般職員</th> <th>特定幹部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2月分 (0.675)月分</td> <td>1.0月分 (0.575)月分</td> <td>1.00月分 (0.475)月分</td> <td>1.20月分 (0.575)月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.25月分 (0.70)月分</td> <td>1.05月分 (0.60)月分</td> <td>1.05月分 (0.50)月分</td> <td>1.25月分 (0.6)月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45月分 (1.375)月分</td> <td>2.05月分 (1.175)月分</td> <td>2.05月分 (0.975)月分</td> <td>2.45月分 (1.175)月分</td> </tr> </tbody> </table>			期末手当		勤勉手当		一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	6月期	1.2月分 (0.675)月分	1.0月分 (0.575)月分	1.00月分 (0.475)月分	1.20月分 (0.575)月分	12月期	1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.60)月分	1.05月分 (0.50)月分	1.25月分 (0.6)月分	計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (1.175)月分	2.05月分 (0.975)月分	2.45月分 (1.175)月分
		期末手当		勤勉手当																																																
		一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部																																															
6月期	1.225月分 (0.6875)月分	1.025月分 (0.5875)月分	1.025月分 (0.4875)月分	1.225月分 (0.5875)月分																																																
12月期	1.225月分 (0.6875)月分	1.025月分 (0.5875)月分	1.025月分 (0.4875)月分	1.225月分 (0.5875)月分																																																
計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (1.175)月分	2.05月分 (0.975)月分	2.45月分 (1.175)月分																																																
	期末手当		勤勉手当																																																	
	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部																																																
6月期	1.2月分 (0.675)月分	1.0月分 (0.575)月分	1.00月分 (0.475)月分	1.20月分 (0.575)月分																																																
12月期	1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.60)月分	1.05月分 (0.50)月分	1.25月分 (0.6)月分																																																
計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (1.175)月分	2.05月分 (0.975)月分	2.45月分 (1.175)月分																																																
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%																																																		
退職手当	(5年4月1日現在)																																																			
	(支給率) 自己都合 勸奨・定年																																																			
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																																														
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																																														
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分																																															
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分																																															
その他の加算措置 定年前早期退職(2～30%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職(2～45%加算)																																																		
退職時特別昇給 なし		退職時特別昇給 なし																																																		

(注) 期末手当、勤勉手当の項中の( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

地域手当 (令和5年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	大阪府大阪市	愛知県名古屋市	札幌市	医師
	支給率	20%	16%	15%	3%	16%
	支給対象職員数	48人	2人	2人	13,615人	70人
	国の制度(支給率)	20%	16%	15%	3%	16%

特殊勤務手当 (令和5年4月実績)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.6%
	支給職員1人当たり平均支給月額	12,100円
	手当の種類(手当数)	46種類
代表的な手当の名称	医学研究調査手当、税務手当、職業訓練手当、 社会福祉業務手当、教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当、作業手当、夜間特殊業務手当	

時 間 外 勤 務 手 当	支 給 実 績 ( 令 和 4 年 度 決 算 )	8,592,574 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 令 和 4 年 度 決 算 )	474 千円
	支 給 実 績 ( 令 和 3 年 度 決 算 )	8,556,827 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 令 和 3 年 度 決 算 )	473 千円

(令和5年4月1日現在)

区 分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 (月額：配偶者・扶養親族 3,500 円～ 6,500 円、 子 10,000 円～ 15,000 円)	同	
住居手当	借家等に居住する職員又は単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合に支給。 (月額 28,000 円以内)	異	支給対象者の自己負担額 【道】月額 13,000 円を超える者 【国】月額 16,000 円を超える者
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を使用している職員に支給。 (交通機関：月額 55,000 円以内 交通用具：月額 31,600 円以内)	異	交通用具使用者に係る通勤手当額について、5km 以上 10km 未満の区分 【道】 4,600 円 【国】 4,200 円

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

① 1日の勤務時間

一般の職員	教育職員	警察職員
7時間45分	7時間45分	7時間45分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間
8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

【知事部局】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	154,567日	11,188人	13.8日
【教育委員会】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	206,808日	13,254人	15.6日
【警察本部】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	174,678日	10,619人	16.4日

(注) 全対象職員数とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間に在職した一般職員（教育委員会においては、市町村立学校等に勤務する道費負担の職員を除く）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇等の状況

(令和5年4月1日現在)

種 類		付与日数
1	公民権行使休暇	必要と認められる期間
2	官公署出頭休暇	必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	結婚休暇	7日以内 (2つの期間に分割可能)
6	妊娠障害休暇	14日以内
7	産前休暇	産前8週間から必要期間
8	産後休暇	産後8週間
9	育児休暇	1日2回合わせて2時間以内
10	健康管理休暇	1回につき3日以内
11	配偶者出産休暇	3日以内
12	育児参加休暇	5日以内
13	子の看護休暇	5日以内（子が2人の場合は10日以内、3人以上の場合は15日以内）
14	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
15	忌引休暇	1～7日以内
16	法要祭日休暇	1日以内
17	夏季休暇	6～10月で5日以内
18	リフレッシュ休暇	勤続30年 3日以内 勤続20年 2日以内
19	住居滅失休暇	7日以内
20	災害事故休暇	必要と認められる期間
21	災害時退勤休暇	必要と認められる期間

## (4) 介護休暇の取得状況（令和5年度中）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 妹	孫	その他
男性職員	21	3	17	0	1	0	0	0	0
女性職員	28	1	19	6	2	0	0	0	0
計	49	4	36	6	3	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	21	16	5	0
女性職員	28	28	0	0
計	49	44	5	0

	承 認 期 間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	21	12	1	3	0	0	5
女性職員	28	12	5	3	0	1	7
計	49	24	6	6	0	1	12

5 休業

(1) 育児休業等の利用状況（令和5年度）

① 育児休業及び育児のための部分休業並びに育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となつた職員（育児休業等対象者数）			
				うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数	
男性職員	453	4	6	991	350	0	0
	18	2	2				
女性職員	572	109	35	561	248	10	0
	443	93	14				
計	1,025	113	41	1,552	598	10	0
	461	95	16				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には令和5年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続けている者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務」欄の上段の令和5年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数には「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」と「令和4年度以前に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）が取得可能となったが、令和5年度に新規に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」の両方が含まれますので、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではありません。また下回ることもありません。

② 育児休業及び部分休業並びに育児短時間勤務の承認期間（令和5年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	414	34	4	1	0	0	453
女性職員	12	120	97	94	58	191	572
計	426	154	101	95	58	191	1,025

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	2	1	1	0	0	0	4
女性職員	48	41	8	1	10	1	109
計	50	42	9	1	10	1	113

	1日の部分休業取得期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	0	1	0	3	4
女性職員	9	29	20	51	109
計	9	30	20	54	113

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	3	1	0	2	6
女性職員	2	5	1	27	35
計	5	6	1	29	41

## (2) 自己啓発等休業の利用状況（令和5年度）

## ① 自己啓発等休業の取得者数（単位：人）

	自己啓発等休業 取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	0	0	0
	0	0	0
女性職員	5	3	2
	2	1	1
計	5	3	2
	2	1	1

（注）1 「自己啓発等休業取得者数」、「大学等課程の履修」及び「国際貢献活動」欄の上段には令和5年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段には自己啓発休業の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数です。

## ② 自己啓発等休業の承認期間（令和5年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）

（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	3	1	1	5
計	3	1	1	5

## (3) 配偶者同行休業の利用状況（令和5年度）

## ① 配偶者同行休業の取得者数（単位：人）

	配偶者同行休業 取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での 勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	3	3	0	0	0
	7	5	0	1	1
計	3	3	0	0	0
	7	5	0	1	1

（注）1 「配偶者同行休業取得者数」、「外国での勤務」、「事業経営その他個人が業として行う活動」、「外国の大学における修学」及び「その他」欄の上段には令和5年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段には配偶者同行休業の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数です。

## ② 配偶者同行休業の承認期間（令和5年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	配偶者同行休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	1	1	3
計	1	1	1	3

(4) 修学部分休業の利用状況（令和5年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	修学部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	0 ----- 0
計	0 ----- 0

（注）1 「修学部分休業取得者数」の上段には令和5年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には修学部分休業の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数です。

② 修学部分休業の1週間の取得時間（平均）（令和5年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）  
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(5) 高齢者部分休業の利用状況（令和5年度）

① 高齢者部分休業の取得者数  
（単位：人）

	高齢者部分休業 取得者数
男性職員	1 ----- 0
女性職員	1 ----- 1
計	2 ----- 1

（注）1 「高齢者部分休業取得者数」の上段には令和5年度中に新たに高齢者部分休業取得した者、下段には高齢者部分休業の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数です。

② 高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）（令和5年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について）  
（単位：人）

	高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	2	2
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	2

6 分限及び懲戒（令和5年度）

(1) 分限処分事由別分限処分者数

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	1	1,740	0	1,741
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	1	0	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	1,741	0	1,743
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 令和5年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	13	8	4	2	27
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	7	2	0	0	9
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	31	30	12	16	89
合 計	51	40	16	18	125

7 服務規律の遵守に関する取組（令和5年度）

任 命 権 者	取 組	その内容	周知方法等
全任命権者	公務員倫理	倫理条例等の周知徹底及び倫理感の保持かん養等	職員向け情報サイトを通じた情報提供 公務員倫理研修の実施等
全任命権者	綱紀保持等	綱紀の厳正な保持の周知徹底	通達の施行等

8 職員の退職管理

本庁課長級以上の職にあった職員が、退職後2年間のうちに再就職した場合には、北海道職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、道への届出を義務付けており、届出のあった再就職の状況については、次のとおりです。

再就職の状況（令和5年度）

再就職先	知事部局	教育委員会	警察本部
要綱適用団体	6	0	1
民間企業	24	3	18
その他法人等	48	32	18

（注）1 要綱適用団体～ 「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」で定める、次のいずれかに該当する団体に再就職した者

①基本財産、資本金等に占める道の出捐金又は出資金の割合が25%以上  
ただし、道からの補助金等がない団体にあつては、50%以上である団体

②道の交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体

2 民間企業～ 株式会社、有限会社等の民間企業に再就職した者

3 その他法人～ 上記以外の法人、団体等へ再就職した者

9 研修の実施状況（令和5年度）

ア 知事部局等

研修区分	任命権者	研修名等	修了者数等	
自己啓発	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局	自主研究グループ 通信教育	11グループ 34人	
職場研修	知事部局、企業局、道立病院局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	公務員倫理研修 道政課題等研修 等	3,328回	
職場外研修	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	階層別研修 （新採用職員研修Ⅰ等） 能力開発研修 （コミュニケーション力向上研修 政策科学研修 等） 各部研修 （新任税務職員研修 等） 委託研修（自治大学校 等）	3,041人  1,437人  1,301人  38人	
		監査委員事務局	地方自治体監査職員事務講習会 等	10人
		労働委員会事務局	中央（基礎）研修、専門研修 等	7人

イ 教育委員会

研修区分		研修名等	修了者数等	
職場研修	学校職員以外の職員、学校職員	公務員倫理研修、教育行政課題研修 等	1,100回	
職場外研修	学校職員	基本研修 （初任段階教員研修、中堅教諭等資質向上研修 等） 専門研修 （生徒指導研究協議会、教科等指導研修講座 等） 課題研修 （各教科等教育課程研究協議会 等） 派遣研修 （教員長期研修派遣（大学院研修派遣） 等） 行政職員研修 （新採用職員等研修、新任事務長研修 等）	5,938人  2,997人  4,635人  275人  723人	
		学校職員以外の職員	新任指導主事研修、新任社会教育主事研修 等	76人

ウ 警察本部

研修区分	研修名等	修了者数等
自己啓発	教育図書のおすすめ、紹介	全所属配布
職場研修	教養セミナー	49回
職場外研修	採用時教養研修 (初任科研修 等)	669人
	各級昇任時教養研修 (警部補任用科(管区担当)研修 等)	598人
	部門別任用科教養研修 (生活安全任用科研修 等)	197人
	専科教養研修 (各専門的知識・技能の修得研修)	1,096人
	委託教養研修 (捜査員車両走行訓練委託教養(二輪) 等)	56人
	その他研修 (警視昇任時研修 等)	320人

10 福祉及び利益の保護(令和5年度)

(1) 職員の福利厚生の実施状況

任命権者	項目	事業名	事業概要
知事部局	職員福利厚生・健康管理等	福利事業	各種福利厚生施設の維持管理
		職員福利厚生事務	健康・法律・退職等の相談業務やライフプランの支援等、職員の福利厚生を促進するための事業
		安全衛生管理事業	快適な職場環境を形成し、職員の健康の保持増進を図るため、職場巡視や職場環境測定等を実施
		職員健康診断事業	全職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
	職員公宅	職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育、保健指導等の実施
		職員公宅維持管理事業	職員公宅の小破修繕、長寿命化を図る大型改修工事及び法令に基づき各種保守点検等並びに職員公宅の一時的な不足を補うための民間住宅の借り上げ
		共済資金住宅年賦金	地方職員共済組合が建設した職員公宅の賃借料及び購入年賦金の支払い
教育委員会	福利厚生	公立学校教職員等退職準備事業	教職員等の生涯生活設計に関する自助努力を支援することにより、意欲の向上や勤務能率の増進を図る
	健康管理	職員健康診断事業	事務局及び道立学校職員を対象とした定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等を実施し、職員の健康の保持増進を図る
		職員健康管理事業	事務局及び道立学校職員を対象とした職員の健康管理充実のためにメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備等を行う
警察本部	福利厚生	生涯生活設計事業	職員が在職中はもとより退職後においても豊かで充実した人生を送るため、各世代におけるライフステージに応じた生涯生活設計を確立できるよう、自己啓発等を推進
	健康管理	職員健康診断事業	職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育及び保健指導等の実施

## (2) 公務災害等の状況

(単位：人)

	区分	令和4年度 認定件数	令和5年度 認定件数	令和4年度 からの増減
知事部局等	公務災害	70	75	+5
	通勤災害	30	25	▲5
	合計	100	100	0
教育委員会	公務災害	359	486	+127
	通勤災害	36	63	+27
	合計	395	549	+154
警察本部	公務災害	154	224	+70
	通勤災害	10	24	+14
	合計	164	248	+84

## 令和5年度 人事委員会の業務状況

[人事委員会の業務状況の公表の様式]

1 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	織田 亨	非常勤	令和5年8月29日	令和9年8月28日
委員	木下 尊氏	非常勤	平成29年4月1日	令和7年10月28日
委員	鈴木 光	非常勤	令和4年10月30日	令和8年10月29日

(2) 委員会開催状況

回	開催年月日	附議案件項目
1	令和5年4月7日	<b>【協議事項】</b> 1 船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正について <b>【報告事項】</b> 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(C区分(経験不問枠))の申込状況について
2	令和5年4月28日	<b>【協議事項】</b> 1 令和4年(不)第2号事案に係る裁決について 2 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第11条第1項に規定する感染症等について等の廃止について <b>【報告事項】</b> 1 令和4年度苦情相談の処理状況について 2 令和5年度(2023年度)北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回)等)の申込状況について 3 令和5年職種別民間給与実態調査の概要について
3	令和5年5月23日	<b>【協議事項】</b> 1 組織機構改正等に係る人事委員会規則等の一部改正等について 2 研修又は表彰による昇給についての一部改正について 3 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について
4	令和5年5月29日	<b>【協議事項】</b> 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について
5	令和5年6月6日	<b>【協議事項】</b> 1 公平審査における審理補助員の指名について 2 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて 3 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査について <b>【報告事項】</b> 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第1回)・技術系A区分)の申込状況について
6	令和5年6月22日	<b>【協議事項】</b> 1 令和4年(不)第1号事案に係る裁決について 2 令和5年度北海道行政職員採用試験(専門試験口述型)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 3 旅費条例及び旅費支給規則の運用方針についての一部改正について
7	令和5年7月26日	<b>【協議事項】</b> 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第1回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について <b>【報告事項】</b> 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(B区分)の申込状況について 2 令和5年職種別民間給与実態調査の実施状況について
8	令和5年8月8日	<b>【協議事項】</b> 1 令和3年(不)第1号事案裁決に係る再審請求について 2 令和5年度(2023年度)北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について <b>【報告事項】</b> 1 令和5年人事院勧告・報告の概要について

9	令和5年8月21日	【協議事項】 1 第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の解散について 2 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(一般行政C(経験不問枠)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
10	令和5年8月29日	【その他】 1 人事委員会委員長の選挙・委員長職務代理者の指定について
11	令和5年9月12日	【協議事項】 1 贈与等報告書の審査について 【報告事項】 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(A区分(第2回)及びC区分)の申込状況について
12	令和5年9月25日	【協議事項】 1 令和5年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて
13	令和5年11月9日	【協議事項】 1 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて 2 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて 3 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(B区分)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
14	令和5年11月16日	【協議事項】 1 令和5年度(2023年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第2回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
15	令和5年11月27日	【協議事項】 1 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて 2 給与改定に関する条例案に係る意見について 3 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第3条ないし第5条の規定を除く。)に係る意見について 4 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について
16	令和5年12月11日	【協議事項】 1 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて 2 贈与等報告書の審査について 3 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部改正について 4 令和5年度(2023年度)北海道行政職員等採用試験(一般行政A(第2回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 5 北海道行政職員採用試験(一般行政A)に係る新たな採用試験の実施について
17	令和5年12月18日	【協議事項】 1 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 2 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて 3 給与改定に係る人事委員会規則等の一部改正について 4 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について
18	令和6年2月1日	【協議事項】 1 公平委員会事務の支援に係る協定の締結等について 2 令和5年(不)第1号事案に係る裁決について 3 任期付職員(公認心理師)の採用について
19	令和6年2月15日	【協議事項】 1 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて 2 令和6年度(2024年度)北海道行政職員等採用試験実施計画について 3 令和4年度(2022年度)公立小中学校事務職員採用試験に係る採用候補者名簿の失効について
20	令和6年2月20日	【協議事項】 1 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等に係る意見について 2 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(第2条第3号及び第4号の規定を除く。)に係る意見について 3 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 4 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について
21	令和6年3月12日	【協議事項】 1 贈与等報告書の審査について 2 令和6年能登半島地震に係る災害応急作業等手当の取扱いについて

22	令和6年3月21日	<b>【協議事項】</b> 1 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 2 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正について 3 組織機構改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 4 在宅勤務等手当に関する規則等の制定について 5 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について 6 建築主事に対する給料の調整額の適用について 7 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験合格決定基準等の一部改正について 8 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について 9 職員の定年等に関する規則の一部改正について 10 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正について
23	令和6年3月26日	<b>【協議事項】</b> 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 令和5年(措)第1号ないし第3号事案に係る判定について 3 令和6年度(2024年度)北海道行政職員等採用試験実施計画の一部変更について

(3) 事務局

ア 職員数

(単位:人)

部次長級 以上	課長級	主幹級	主査級	一般職員	その他職員	計
2	3	4	10	14	4	37

イ 組織図



ウ 令和5年度予算

(単位:千円)

委員・職員費	一般庶務事務	採用試験等実施事務	給与・勧告事務	公平審査等実施事務	労働基準法等施行事務	合計
293,557	9,683	22,965	1,906	1,186	624	329,921

(4) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

年月日	活動内容(会議名等)	開催地	開催回数
R5.4、R6.2	全国人事委員会連合会役員会	書面開催	2
R5.6.29	全国人事委員会連合会総会	東京都	1
R5.4.25	十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大阪府	1
R5.7.14	十六都道府県人事委員会協議会事務局長会議	神奈川県	1
R5.5	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議	書面開催	1
R5.8.31	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議	秋田県	1

2 任用関係事務

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格発表日
A区分(5月) 一般行政・教育行政	令和5年5月14日	【小論文試験】 令和5年6月18日 【個別面接】 令和5年7月15日～7月26日		令和5年8月10日
A区分(5月) 総合土木 (専門試験口述型)・普 及職員(農業) (専門試験口述型)	令和5年5月14日	令和5年6月10日～6月11日		令和5年6月23日
C区分(5月) 経験不問枠	令和5年5月14日	令和5年6月24日～6月25日	令和5年8月5日	令和5年8月25日
A区分(6月) 警察行政	令和5年6月18日	令和5年7月10日～7月11日		令和5年7月31日
A区分(6月) 技術系	令和5年6月18日	令和5年7月8日～7月9日、7月14日		令和5年7月31日
A区分(9月) 一般行政・教育行政	令和5年9月24日	令和5年11月11日～11月14日		令和5年12月12日
A区分(9月) 警察行政	令和5年9月24日	令和5年10月31日		令和5年11月21日
A区分(9月) 技術系	令和5年9月24日	令和5年10月27日、10月30日		令和5年11月21日
A区分(9月) 公立小中学校事務	令和5年9月24日	令和5年11月15日		令和5年12月12日
B区分(9月) 一般行政・教育行政	令和5年9月24日	令和5年 10月18日～10月20日、 10月22日～10月26日		令和5年11月13日
B区分(9月) 警察行政	令和5年9月24日	令和5年 10月18日、10月23日～10月26日		令和5年11月13日
B区分(9月) 技術系	令和5年9月24日	令和5年 10月18日～10月19日、 10月22日～10月25日		令和5年11月13日
B区分(9月) 公立小中学校事務	令和5年9月24日	令和5年 10月18日、10月23日、10月25日		令和5年11月13日
C区分(9月) 一般行政・教育行政	令和5年9月24日	令和5年 10月28日～10月29日	令和5年 11月25日～11月26日	令和5年12月12日
C区分(9月) 技術系	令和5年9月24日	令和5年 11月4日～11月5日		令和5年12月12日
C区分(9月) 公立小中学校事務	令和5年9月24日	令和5年 10月28日～10月29日	令和5年 11月25日～11月26日	令和5年12月12日
警察官試験(A区分) 第1回	令和5年5月14日	令和5年 6月17日～6月18日、 6月24日～6月25日		令和5年7月28日
警察官試験(A区分) 第2回	令和5年9月17日	令和5年 10月21日～10月22日、 10月28日～10月29日		令和5年12月1日
警察官試験(B区分) 第1回	令和5年5月14日	令和5年 6月17日～6月18日、 6月24日～6月25日		令和5年7月28日
警察官試験(B区分) 第2回	令和5年9月17日	令和5年 10月21日～10月22日、 10月28日～10月29日		令和5年12月1日

## イ 競争試験の実施状況

(単位:人・%)

種 類	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
A区分(5月) 一般行政・教育行政	200	784	713	91%	526	308	2.3
A区分(5月) 総合土木 (専門試験口述型)・普 及職員(農業) (専門試験口述型)	53	71	61	86%	50	37	1.6
C区分(5月) 経験不問枠	26	237	196	83%	105	34	5.8
A区分(6月) 警察行政	50	99	90	91%	52	43	2.1
A区分(6月) 技術系	109	114	97	85%	79	62	1.6
A区分(9月) 一般行政・教育行政	47	240	180	75%	158	60	3.0
A区分(9月) 警察行政	20	39	33	85%	25	15	2.2
A区分(9月) 技術系	38	48	36	75%	32	19	1.9
A区分(9月) 公立小中学校事務	28	38	33	87%	28	16	2.1
B区分(9月) 一般行政・教育行政	140	546	411	75%	402	271	1.5
B区分(9月) 警察行政	30	101	77	76%	75	58	1.3
B区分(9月) 技術系	80	166	124	75%	93	77	1.6
B区分(9月) 公立小中学校事務	7	17	15	88%	15	12	1.3
C区分(9月) 一般行政・教育行政	34	332	262	79%	209	60	4.4
C区分(9月) 技術系	55	116	108	93%	86	43	2.5
C区分(9月) 公立小中学校事務	9	83	69	83%	59	17	4.1
警察官試験(A区分) 第1回	150	595	382	64%	349	199	1.9
警察官試験(A区分) 第2回	50	460	169	37%	153	49	3.4
警察官試験(B区分) 第1回	50	853	522	61%	499	227	2.3
警察官試験(B区分) 第2回	150	1409	704	50%	651	277	2.5

## (2) 採用選考の実施状況

(単位:人)

職	部局				
	知 事	教育委員会	警 察	その他	計
部長及びその相当職					0
次長及びその相当職					0
課長及びその相当職					0
上記以外の職	25	9	3	10	47
合 計	25	9	3	10	47

(注)職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において採用選考している職を除く。

## (3) 昇任選考の実施状況

(単位:人)

職	部局				
	知 事	教育委員会	警 察	その他	計
部長及びその相当職					0
次長及びその相当職					0
課長及びその相当職					0
合 計	0	0	0	0	0

(注)職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において昇任選考している職を除く。

## 令和5年 給与勧告等の概要

令和5年10月6日  
北海道人事委員会〔本年の給与勧告のポイント〕  
～月例給、ボーナスともに2年連続の引き上げ～

- 初任給を大幅に引き上げるとともに、5年ぶりに全職員の給料月額を引上げ
- ボーナスは0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

## 《給与関係》

## 1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の従業員約12,000人に支払われた個人別給与を調査（完了率85.8%）
- ・ 月例給は、本年4月分の職員給与と民間給与について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等が同じ者同士を対比させるラスパイレズ方式により比較
- ・ 特別給（ボーナス）は、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

## 〔民間給与との較差等〕

## ＜月例給＞

民間給与 A	職員給与※ B	較差 A-B (率)
372,391円	368,727円	3,664円 (0.99%)

※民間給与との比較に用いた職員の平均年齢は42.0歳

## ＜特別給(ボーナス)＞

民間 A	職員 B	月数差 A-B
4.48月	4.40月	0.08月

## 2 本年の改定

民間給与との較差や特別給の状況、人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について次のとおり改定

## (1) 給料表（月例給）

高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、全職員に改善の効果が及ぶよう、人事院勧告に準じて給料表を改定

## ＜改定額（改定率）＞

給料	はね返り分※	合計
3,614円	41円	3,655円 (0.99%)

※地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の増加分

## (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給月数を0.10月分引上げ（4.40月→4.50月、期末手当及び勤勉手当を均等に引上げ）

## ＜一般の職員の場合の支給月数＞

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.20月 → 1.225月	1.20月 → 1.225月	2.40月 → 2.45月
勤勉手当	1.00月 → 1.025月	1.00月 → 1.025月	2.00月 → 2.05月
合計	2.20月 → 2.25月	2.20月 → 2.25月	4.40月 → 4.50月

## (3) 初任給調整手当

給料表の改定状況を勘案し、医師及び獣医師に対する手当額の支給限度額を引上げ（月額：300円～800円）

## (4) 特殊勤務手当

高病原性鳥インフルエンザの殺処分に従事した職員に支給する防疫救済作業手当の支給額を引上げ（日額：380円→1,470円）

## (5) 実施時期

令和5年4月1日から実施（防疫救済作業手当については速やかに実施）

【参考】 職員一人当たりの影響額 9.8万円（年間給与：勧告前594.7万円→勧告後604.5万円）  
（一般行政職 平均年齢41.3歳）

## 《公務運営関係》

### 1 採用から退職までの視点に立った人事管理

#### (1) 人材の確保・育成

- ・ 受験者の確保はもとより、合格者に道庁を選択してもらうためには、出身学校の卒業生が道の職場と仕事の魅力を直接学生に伝えるなど効果的な取組が重要
- ・ 採用段階での辞退者を減らしていくため、道に就職したいと考える受験者を増やしていくことはもとより、合格者に対するフォローアップも重要
- ・ 若年層職員の離職を防止するため、採用前の段階から道の役割や、より具体的な業務内容を情報発信し、入庁後における業務のミスマッチ改善などの取組が必要

#### (2) 全ての職員の活躍推進

- ・ 着実に女性登用を進めていくため、職員自身がキャリアビジョンを描き、持ち続けられるよう、多様な経験を積む機会を確保し、長期的な視点での人材育成の取組が重要
- ・ 障がいのある職員の活躍推進について、法定雇用率の段階的な引き上げを踏まえ、引き続き、支援体制や職務環境の整備等、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要
- ・ 定年引上げによる60歳以上の職員の増加に伴い、地域別職員数のバランス確保や高齢層職員の培ってきた能力・経験の活用が必要

### 2 勤務環境に関する課題

#### (1) 働き方改革の推進

- ・ 全ての対象職員において時間外勤務の上限が厳守されるよう、人員配置の柔軟な見直しや更なる業務の効率化・簡素化を進め、時間外勤務全体の抑制を徹底
- ・ 勤務管理のシステムを十分に活用し、管理職員は部下職員の適切な業務マネジメントを、職員自身はセルフマネジメントを行い、時間外勤務縮減に確実につなげることが必要
- ・ 教員が教員でなければできない業務に専念できる環境の整備のため、教員業務支援員をはじめ多様な外部人材の活用など、教員の負担軽減を加速化することが必要
- ・ 勤務状況の把握や管理、執務環境の整備などの課題にも適切に対応しながら、テレワークの利点や効果を周知し、その活用をより一層促進することが必要

#### (2) 勤務環境の整備

- ・ 男性の育児休業取得を更に加速化するため、育児休業中の職員の業務を代わって行う職員に対するインセンティブなどにより、職場環境を整えていくことが必要
- ・ メンタルヘルス対策は、未然防止、早期発見・対応、復帰支援及び再発防止の各段階に応じ、対策内容の更なる充実に向けて、積極的に取り組むことが必要
- ・ ハラスメント防止に向けて、部下や他所属の職員から多面的に評価する制度を活用するなど、ハラスメントに対して「気づき」を促し、対策を着実に進めていくことが必要

### 3 服務規律の確保

- ・ 「適正な事務執行に向けた取組（内部統制制度）」を徹底し、リスク対策の適切な実施や組織的な相互牽制機能を高める取組を推進

4 勤務条件についての措置要求

(1) 係属状況

	係属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B)
	前年度から の繰越	新 規	計 (A)	却下 (受理前を 含む。)	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給 与											
旅 費											
勤務時間											
休 暇											
執務環境											
厚生福利											
転 任											
任 用											
その他		3	3							3	3
計		3	3							3	3

(2) 判定事案一覧表

事案番号	要 求 者	要 求 内 容	判定年月日	判 定
令和5年(措)第1号ないし第3号【併合】	高等学校教諭	・要求者を担任に復帰させること ・パワー・ハラスメントに対する必要な措置	令和6年3月26日	一部棄却、一部却下

(3) 判定事案の概要

< 事案の概要 >

- ・本校の校長は、要求者をホームルーム担任及び教科担任に復帰させること。
- ・本校校長の言動及び本校事務長が要求者を執拗に叱責した行為はパワー・ハラスメントであるため、道教委は、必要な措置を講じること。

< 判定の要旨 >

- ・本件における各事情を総合すると、要求者をホームルーム担任や教科担任から外す措置を採ることは、本校の教育環境の適正を確保し、学校運営又は当該学級のホームルーム運営を円滑に進める上で必要やむを得ないものであった。
- ・本校校長及び本校事務長による言動は要求者に対するパワー・ハラスメントに当たるとはできない。

5 不利益処分についての審査請求

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B)
	前年度から の繰 越	新規申立て	計(A)	却下 (受理前を 含む。)	取下げ	打切り	裁 決			計(B)	
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分											
降 給											
降 任		1	1								1
休 職											
分限免職		1	1								1
懲戒処分											
戒 告	1		1				1			1	
減 給	1		1						1	1	
停 職	1	1	2						1	1	1
懲戒免職		1	1								1
転 任											
そ の 他											
計	3	4	7				1		2	3	4

(2) 裁決事案一覧表

事案番号	処分者	請求者	処 分 の 内 容	裁決年月日	裁 決
令和4年(不)第1号	知事	知事部局職員	戒告	令和5年6月22日	処分取消
令和4年(不)第2号	教育委員会	小学校教諭	減給1月	令和5年4月28日	処分承認
令和5年(不)第1号	教育委員会	高等学校教諭	停職1月	令和6年2月1日	処分承認

(3)裁決事案の概要

ア 令和4年(不)第1号

<事案の概要>

請求者は、学生に対し、退学勧奨とされる威圧的な行為等といったパワー・ハラスメントを行い、当該学生に著しい精神的な苦痛を与えた。

<裁決の要旨>

- ・学生の主観的評価を含む供述のみをもって、本件非違行為の事実があったと認定することは相当ではない。
- ・請求者が学生に退学願の書き直しを指示したことが、直ちにパワー・ハラスメントに当たると認定することは困難と言わざるを得ない。

イ 令和4年(不)第2号

<事案の概要>

請求者は、教室で授業中、男子児童に対して、口頭で指導したが従わず、反抗的な態度をとったことに感情的になり、右の平手で当該児童の左頬を1回たたいた。

<裁決の要旨>

- ・請求者が右の平手で児童の左頬をたたいたという本件非違行為の態様については争いがなく、本件処分に処分者の裁量権の逸脱又は濫用は認められない。
- ・請求者が最初に作成した供述書を本校校長が修正したことは、処分者も認めるところであり、最終的に市教委に提出された供述書は、請求者が手書きで作成し、押印をした上で提出されたものであり、請求者が自らの意思で作成したものであるから、特段の手續上の瑕疵は認められない。

ウ 令和5年(不)第1号

<事案の概要>

請求者は、競技参加前に、事実とは異なる宿泊費を記載した資料を学校に提出し、助成金を不正に受領した。また、当該助成金の精算に必要な宿泊代金の領収書について、宿泊先の職員に事実とは異なる内容で作成させて事務長に提出し、学校が所在する自治体に補助金を交付させようとした。

<裁決の要旨>

- ・本件非違行為は著しい信用失墜行為に当たるものとして、その標準量定は停職とされており、本件処分が社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権の逸脱・濫用に当たるとは認められない。
- ・地域住民や保護者から本件に係る問合せ等が本校に寄せられた事実が確認できないから本件非違行為が信用失墜行為に該当しないとする請求者の主張は理由がない。

6 労働基準監督機関としての職権の行使

(1)対象事業場

区分	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	21	14	35

(2)特定機械等の設置及び検査状況(令和5年度末現在)

区分	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	合計
前年度末設置数 A	576	211	1	3	791
落成検査実施数 B	9				9
変更検査実施数					0
使用再開検査実施数	13	2			15
廃止数 C	12	1			13
今年度末設置数 A+B-C	573	210	1	3	787

7 公平委員会の事務の受託

団体名	受託年月日
北海道市町村職員退職手当組合	昭和37年9月1日
北海道市町村備荒資金組合	昭和37年9月1日
北海道市町村総合事務組合	昭和37年9月1日
苫小牧港管理組合	昭和40年11月1日
石狩湾新港管理組合	昭和53年11月1日